

荒川ロックゲートの通航についてのお知らせ

通航制限や通航方法を守って安全に通航してください。

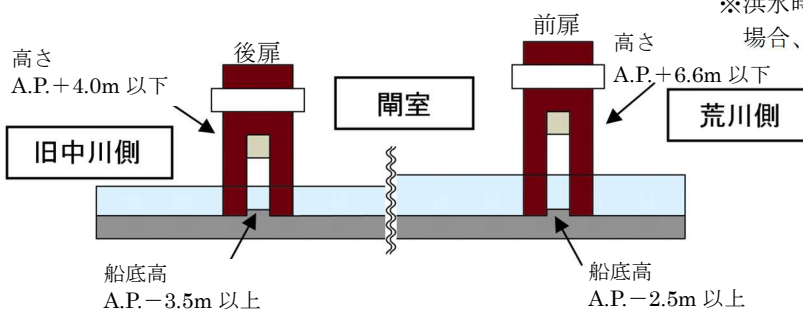
荒川ロックゲートの利用条件

○通航船舶の制限

- 船舶の長さ 55m以下
- 船舶の幅員 12m以下
- 船舶の高さ 前扉において A.P.+6.6m 以下
後扉において A.P.+4.0m 以下
- 船底高 前扉において A.P.-2.5m 以上
後扉において A.P.-3.5m 以上

※江東内部河川（小名木川、旧中川など）では、水上オートバイの通航が禁止されています。

そのため、荒川ロックゲートは利用できません。



○通航可能時間

- 1～5月、9～12月 8時45分から16時30分まで
- 6～8月 8時45分から18時00分まで

○通行不可日

- 12月31日～1月3日
- 1月～8月、10月～12月第1日曜日
(1月1日～1月3日が第1日曜日の場合、1月は第2日曜日)
- 9月第1、第2、第3日曜日
- 洪水時、地震発生時等

○操作水位

荒川の水位が A.P.+2.1m 以下で、かつ旧中川の水位が A.P.-0.5m 以下の場合

※洪水時、震度4以上の地震発生直後、河川管理に支障がある場合、閉鎖を閉鎖します。

○利用するための費用と時間

- 利用は無料です。
- 通過するには約20分かかります。

★旧中川・小名木川を経て隅田川へ通航するには、扇橋閘門を利用します。

【扇橋閘門の利用条件】

○通航船舶の制限

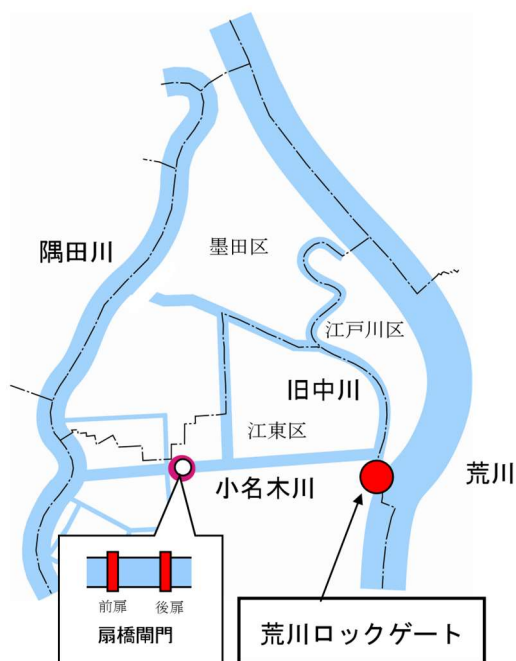
- 船舶の長さ 90m 以下
- 船舶の幅員 8m 以下
- 船舶の高さ 前扉において A.P.+4.5m 以下
- 船舶高 前扉において A.P.-2.0m 以上
後扉において A.P.-4m 以上

○通行可能時間

- 1～5月、9～12月 8時45分から16時30分まで
- 6～8月 8時45分から18時00分まで
(通航不可日：12月31日～1月3日及び、毎月第1日曜日並びに9月は第1、第2、第3日曜日)

※扇橋閘門は東京都が管理しています。

詳細は、扇橋閘門管理所 (TEL 03-3631-1373) へ



問合せ先

(平日) 荒川下流河川事務所管理課
(休日) 荒川下流通報連絡センター
(緊急時) 荒川ロックゲート管理棟

TEL 03-3902-2379 (月～金 9:15～18:00)
FAX 03-3902-7631
TEL 03-3902-5695 (夜間、休日)
TEL 03-3681-6133 (通航時間内)

荒川ロックゲートの通航方法

1. **ロックゲートの手前にある信号と電光掲示板の指示に従ってください。**
 - ・荒川から旧中川へ通航する場合は①と②を、旧中川から荒川へ通航する場合は⑥と⑤の信号・電光掲示板の指示に従ってください。
 - ・信号が「赤」の場合は、信号の手前で信号が青になるまで待ってください。
 - ・ロックゲートに接近してくる船舶は監視カメラで監視しています。
2. **①②あるいは⑥⑤の信号が「青」になった場合は、ロックゲート内（閘室）にゆっくりと前進し、閘室内の係船チェーン等を利用し水位変動による船舶の揺れを防いでください。**
 - ・閘室内に停泊（係船）する場合は左右岸どちらでも構いません。
 - ・ただし、閘室内に表示してある停止線より内側で待機してください。
3. **前扉あるいは後扉が上がり、閘室内の信号が「青」になってから徐行して河川へ移動してください。**
 - ・荒川から旧中川へ移動する場合は④の信号、旧中川から荒川へ移動する場合は③の信号の指示に従ってください。
4. **ロックゲート周辺および閘室内では以下の通航規則が適用されます。**



行き会い禁止



回転禁止



汽笛による注意の喚起

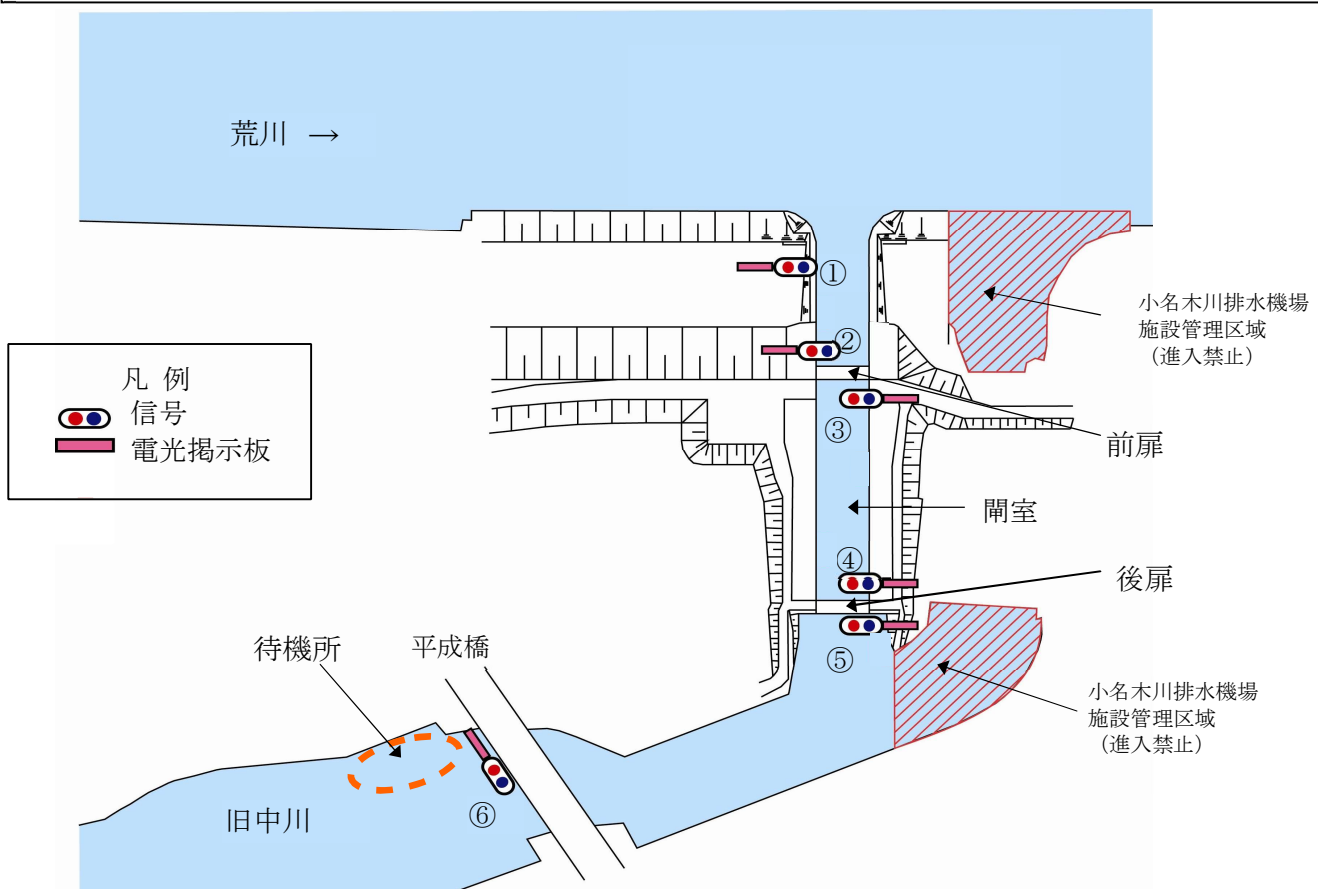


追い越し禁止



水上オートバイ禁止

5. **管理棟には、電話にて連絡してください。**



荒川や江東内部河川（旧中川や小名木川など）を通航する場合は、河川法や海上衝突予防法等及び東京都水上安全条例に沿った通航ルールを守って安全に航行して下さい。

◇荒川については『荒川通航ガイド』を、江東内部河川については『江東内部河川通航ガイド』を参照してください。